平成２３年（フ）第５９号
岐阜県関市宮地町５番８号
債務者　青木　鉦二
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６０号
岐阜県関市宮地町５番８号
債務者　長尾美智留
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８４号
岐阜市五坪２丁目１番５―58号　ファミーユ田神Ｆ―５号棟
債務者　梶本富士子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３１号
岐阜市日ノ本町１丁目11番地
債務者　大口　　武
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５７９号
愛知県春日井市上条町４丁目28番地１　ＬＵＣＥ603号
債務者　堤　　千春
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３１号
名古屋市天白区元八事３丁目229番地　川田荘102号
債務者　近藤　弘房
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１９３号
大阪府枚方市津田西町２丁目２番12―12号
債務者　坂本　幸夫
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７４１号
大阪府東大阪市長堂３丁目24番11号　すみれプラザ長堂805号
債務者　梅田　正治
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７４２号
大阪府東大阪市長堂３丁目24番11号　すみれプラザ長堂805号
債務者　梅田　信子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４９号
大阪府摂津市千里丘東２丁目13番３―108号
債務者　藤原　豊子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１５３号
大阪市生野区巽北４丁目13番23―110号
債務者　髙田　正義
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１５４号
大阪市生野区巽北４丁目13番23―110号
債務者　髙田　美香
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３２０号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目３番19号
債務者　宮瀬かほる
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３５４号
大阪府寝屋川市香里北之町６番11―203号
債務者　東江　　睦
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３６０号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　船越　裕樹
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３７９号
大阪市東淀川区南江口２丁目７番１号　ウェストハイツ　２―Ｃ号
債務者　保田　伸二
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３８６号
大阪府八尾市柏村町３丁目64番地
債務者　小西　　徹
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６４０号
大阪市住吉区清水丘３丁目２番15号　エヴァーマンション203号
債務者　富永　鮎美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部